

香美市一般廃棄物処理基本計画

(概 要 版)

平成28年2月

香 美 市

目 次

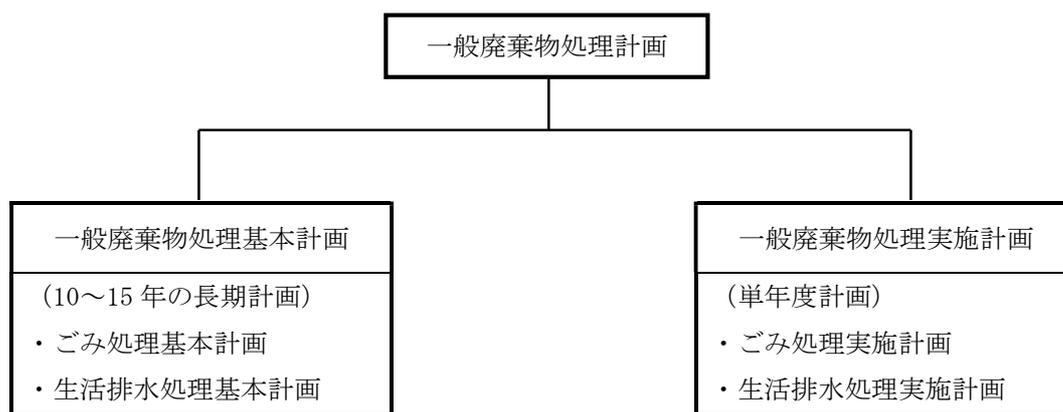
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の期間及び目標年度	1
3. 計画対象区域	2
4. ごみ処理の実態	2
1) ごみの総排出量の推移	2
2) 収集運搬の状況	2
3) ごみ処理の状況	2
5. ごみ処理基本計画	3
1) 基本方針	3
2) 計画収集人口	3
3) ごみ減量化目標値	3
4) 市民の役割	3
5) 事業者の役割	4
6) 行政の役割	4
7) 市民・事業者・行政の協働取組	5
8) 分別収集計画	5
9) 適正処理困難物への対応	5
10) 収集・運搬計画	5
1) 中間処理計画	5
2) 最終処分計画	6
3) 非常災害時における基本的な考え方	6
4) その他の方針	6
5) ごみ処理体系	7
6. 生活排水処理基本計画	8
1) 生活排水処理の現状	8
2) 基本方針	9
3) 計画処理区域内人口	9
4) 生活排水の処理目標	10
5) 生活排水を処理する区域及び人口等	10
6) し尿・汚泥の処理計画	10

1. 計画策定の趣旨

近年、環境問題は、産業公害などを中心とする高度経済成長期までの公害問題から、二酸化炭素などの温室効果ガスの増加による地球温暖化、フロンによるオゾン層の破壊、森林の減少など、様々な地球規模での環境問題へと変化してきています。これらは、通常の事業活動や国民の日常生活に起因するものであり、これまでのライフスタイルの見直しが必要となってきました。

本市のごみ処理については、香美市一般廃棄物処理基本計画（前回計画、平成 19 年 2 月）を策定し、ごみの減量化・適正処理に努めてきました。今後は、住民・事業者・行政がそれぞれの役割分担を明確にし、循環型社会形成に向けた具体的な推進方策を明らかにするとともに、一体となって取り組むことや、災害により生じた廃棄物について、相互に連携・協力しつつ、適切に役割を分担して取り組む責務を有することが求められています。一方、生活排水処理については、公共用水域の水質保全のため、公共下水道や合併処理浄化槽等による水洗化率の向上を図り、生活排水の適正な処理を推進する事が求められています。

このような現状を踏まえ、総合的かつ中・長期的な本市の一般廃棄物処理の基本方針として、一般廃棄物処理基本計画を策定します。



2. 計画の期間及び目標年度

計画の期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とします。

計画目標年度については、5 年後の平成 32 年度を中間目標年度、10 年後の平成 37 年度を計画目標年度として設定します。

計画目標年度 平成 37 年度
(中間目標年度 平成 32 年度)

本計画の見直しは、概ね 5 年ごとに行うことを基本とします。なお、国における廃棄物行政などの上位計画や社会経済情勢の変化、施設整備事業の進捗状況などに応じ、適宜見直しを行うものとします。

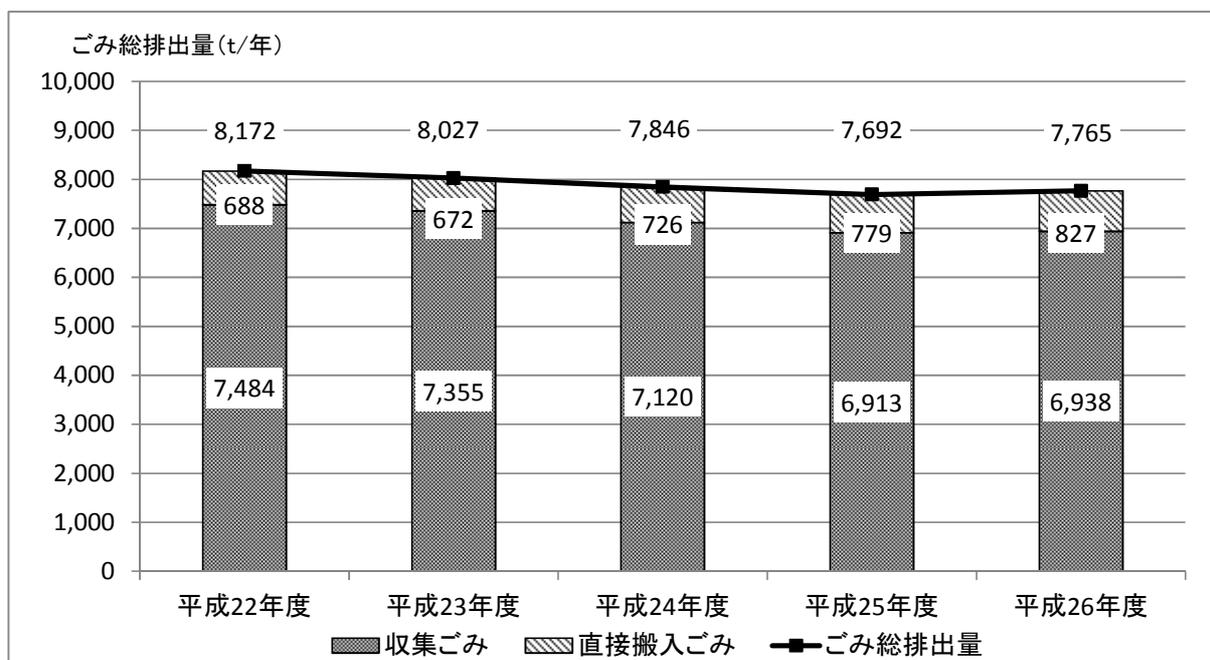
3. 計画対象区域

本計画の対象区域（計画処理区域）は、香美市全域とします。

4. ごみ処理の実態

1) ごみの総排出量の推移

ごみの総排出量の推移をみると、平成22年度以降減少傾向にあり、平成26年度は、7,765t/年でした。また、ごみ量のうち、約90%が収集ごみとなっています。



ごみ量の実績の推移

2) 収集運搬の状況

本市の家庭系ごみの収集運搬は民間委託により、また事業系ごみの収集運搬は本市が許可した業者により行われています。家庭系ごみの分別については、大別すると「可燃ごみ」、「金属類」、「ビン類」、「ペットボトル」、「プラスチック製容器包装」、「紙」、「衣類」、「その他不燃物」の8種に区分し、ステーション方式で収集を実施しています。可燃ごみの収集回数は、土佐山田町で週2回、香北町及び物部町で週1～3回程度です。不燃ごみ、資源ごみの収集回数は、週1回～月2回程度です。粗大ごみについては、全ての地区で本市一般廃棄物処理場及び指定場所へ直接搬入を行うこととしています。

3) ごみ処理の状況

本市で発生する可燃ごみは、香南清掃組合ごみ焼却施設で焼却処理を行っています。可燃ごみ以外のごみについては、本市が委託した業者で資源化などの処理を行っています。

5. ごみ処理基本計画

1) 基本方針

地球環境保全の観点から、ごみの3R「リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用」をごみ処理行政の中心課題として位置付け、市民と共に新しいごみ処理システムづくりを推進していきます。また、ごみの分別、収集、保管、運搬、再生、処分等の各工程において適正化を図り、市民の安全で快適な生活環境の保全と公衆衛生の向上に努め、ごみ処理の最終目標である循環型社会システムの構築を目指すものとします。

2) 計画収集人口

計画目標年度(平成37年度)における自家処理人口は0人とし、計画収集人口を24,084人とします。

3) ごみ減量化目標値

ごみ総排出量は、市民・事業者・行政が一体となって3Rの推進を行い、平成37年度までに平成24年度比で約12%削減することを目標とします。リサイクル率は2Rの推進を中心として、ごみ総排出量の削減を重点的に取り組むこととし、平成26年度実績値をおおむね維持することを目指します。最終処分量は、可燃ごみ及び不燃ごみの排出量を削減することにより平成37年度までに平成24年度比で約14%削減を目指します。本市における1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の目標値は、平成32年度までに平成24年度比で約8%削減することを目指し、その後維持することを目指します。

ごみ減量化目標値

目標年度	平成37年度
ごみ総排出量	6,904t/年(平成24年度比約12%削減)
リサイクル率	20.0%
最終処分量	940t/年(平成24年度比約14%削減)
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	645.0g/人・日(平成24年度比約8%削減)

4) 市民の役割

市民の役割としては、自らがごみの排出者であることの自覚を持ち、ごみを発生させない、ごみを出さない工夫、ごみを再生利用することが求められます。

①リデュース(発生抑制)

- ・買い物袋を持参し、レジ袋を断る。
- ・過剰包装や不要な包装を断る。
- ・弁当などの購入の際には、割り箸・スプーンなどを断る。
- ・食材の買いすぎや作りすぎに注意する。
- ・安いからといってむやみに物を買わない。使う物、使う量だけ購入する。
- ・使い捨て商品より長く使えるものを買う。
- ・生ごみはコンポスト容器などを利用し、堆肥にする。

②リユース（再使用）

- ・洗って何度も使えるリターナブル容器のものを買う。
- ・壊れたものはできる限り修理して使う。
- ・古くなった木綿製品などは、家庭で雑巾として再利用する。
- ・詰め替えが出来る商品を購入する。
- ・揚げ物に使ったあとの油は、炒め物などに再利用する。

③リサイクル（再生利用）

- ・「エコマーク」など環境マークのついた商品を買う。
- ・ごみの分別ルールを守り、資源回収に協力する。
- ・家電リサイクル法対象製品は、小売業者に引取りを依頼する。
- ・使用済みパソコンは、メーカー等の自主回収を利用する。

5) 事業者の役割

事業者の役割としては、ごみの発生抑制・減量化に努め、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが求められます。また、再生しやすい商品の開発や販売を行うとともに、積極的な資源回収への協力を行うことが求められます。

①リデュース（発生抑制）

- ・商品の過剰包装を抑制・自粛する。
- ・長寿命化・省資源化製品の開発を行う。
- ・廃棄物がなるべく出ない生産工程、製品等への改善を行い、廃棄物発生量の削減に努める。
- ・コピー用紙の両面使用等を行い、オフィスでの紙ごみの発生量を削減する。

②リユース（再使用）

- ・詰め替え商品の販売を促進する。
- ・再使用可能な部品等はできる限り再使用する。
- ・再使用可能な段ボールは、事業所間で交換して再使用する。
- ・使用しなくなった再使用可能な文具等は、事務所内で交換して使用する。

③リサイクル（再生利用）

- ・再生原料使用商品の販売を促進する。
- ・古紙類については、古紙再生資源業者などへの引取りを委託し、資源化に努める。
- ・食品残渣のリサイクルに努める。
- ・魚腸骨（魚のあら）については、再生利用業の指定を得た事業所への引取りを委託し、リサイクルを推進する。
- ・再生可能な材料で製造された製品の購入に努める。

6) 行政の役割

行政の役割としては、3Rの推進に向けた行動を率先して行うとともに、市内における循環型社会の形成を推進するために必要な施策の展開、啓発等を行うことが求められます。

① 3 Rの推進に関する率先行動

- ・コピー用紙の両面使用などを行い、庁舎内での紙ごみの発生量を削減する。
- ・グリーン購入を市が率先して行い、庁舎内でのリサイクル商品の利用を推進する。

②環境教育・啓発活動の充実

- ・市民、事業者に対する教育、啓発活動の充実を図る。
- ・多量排出事業者の把握に努めるとともに、事業者に対する排出抑制・資源化等に関する指導を行う。

③資源循環型社会の構築を推進するために必要な施策の展開

- ・生ごみ処理容器設置に対する助成等、地域の取組みに対する助成を必要に応じて行う。
- ・効率的なごみ処理システムの構築を図るための施策の検討を行う。
- ・不法投棄対策、環境美化の推進を図る。

7) 市民・事業者・行政の協働取組

市民・事業者・行政の三者が一体となって、協働体制を構築し、ごみの3 R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、資源循環型社会の構築並びに地域の環境保全対策の推進を目指します。

- ・フリーマーケットの定期的な開催を推進する。
- ・リサイクル協力店（食品トレー、牛乳パックなどの店頭回収）の拡大を図る。

8) 分別収集計画

家庭系ごみは、今後も現状の分別収集方法を基本としますが、主に以下の見直しについて検討していくこととします。

- ・ビン類など、地区によって一部異なっている分別方法の統一を行う。
- ・新聞、雑誌、ダンボール、紙パック以外の再生可能な紙類を「紙製容器包装」として新たに分別収集し、可燃ごみの減量並びに資源化を図る。

9) 適正処理困難物への対応

消火器や医療廃棄物など、市による適正な処理が困難な品目については、市による収集運搬、処理処分を行わず、販売店、購入店、専門業者での引取りを指導していくこととします。

10) 収集・運搬計画

本市における家庭系ごみの収集・運搬は、本市が委託した業者で行っています。現在、地区ごとに一部異なる収集体制が続いていることから、収集運搬サービスの均一化を目指します。また、資源ごみのうち、紙製容器包装の収集を検討します。

11) 中間処理計画

現在、可燃ごみの処理については、香南清掃組合で行っています。可燃ごみ以外のご

み処理については、本市が委託した業者で行っています。不燃ごみの処理については、使用済小型電子機器等を新たに分別し、不燃ごみの減量並びに資源化を図ります。また、その他不燃物及び粗大ごみはリサイクルセンターを整備して、処理を行うことを検討します。今後も、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、搬入されたごみについては適正処理を行うこととします。

1 2) 最終処分計画

次期最終処分場が供用開始するまでは、最終処分は全て民間委託で行うこととします。最終処分量の削減を推進するとともに、次期最終処分場の計画的な整備についても検討していきます。

1 3) 非常災害時における基本的な考え方

災害廃棄物については一般廃棄物としての処理責任を有していることにより、平時から災害対応拠点の視点からの施設整備や、香南清掃組合等の関係機関・関係団体との連携体制を構築し、非常災害時にも対応できる廃棄物処理体制の整備を図ります。

なお、非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行うこととします。

1 4) その他の方針

① 広報・啓発活動

ごみの分別方法や3Rの推進などに関する情報を、市のホームページや広報などで積極的に提供し、市民への周知を図ります。また、香南清掃組合と連携し、ごみ問題やリサイクルに関する地域学習会、施設見学会などを開催します。

② 廃棄物減量等推進審議会

ごみ処理に関する重要案件については本審議会に諮問し、市民などへのごみ処理に対する理解と信頼を深めるよう努めるものとします。

③ 廃棄物減量等推進員

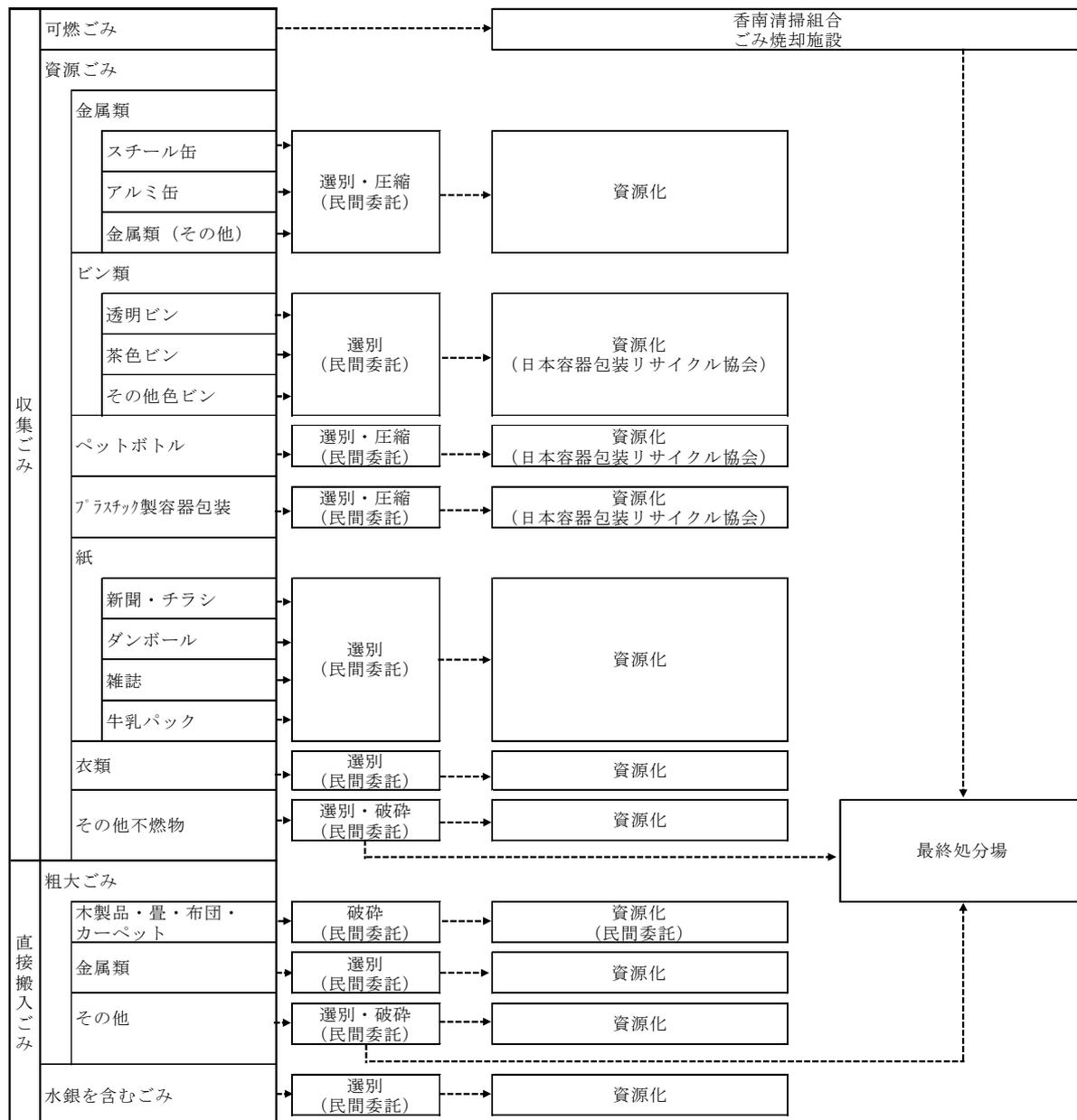
分別マナーの向上や環境美化の向上に向けて、推進員制度の活用を積極的に推進することとします。

④ 不法投棄対策

高知県、高知県中央東地域産業廃棄物等連絡協議会などの関係機関との連携を推進するとともに、不法投棄に対する監視や市民・事業者に対する啓発などを強化し、不法投棄に対する早期発見体制の確立に努めることとします。

15) ごみ処理体系

目標年度におけるごみ処理体系を示します。



ごみ処理体系

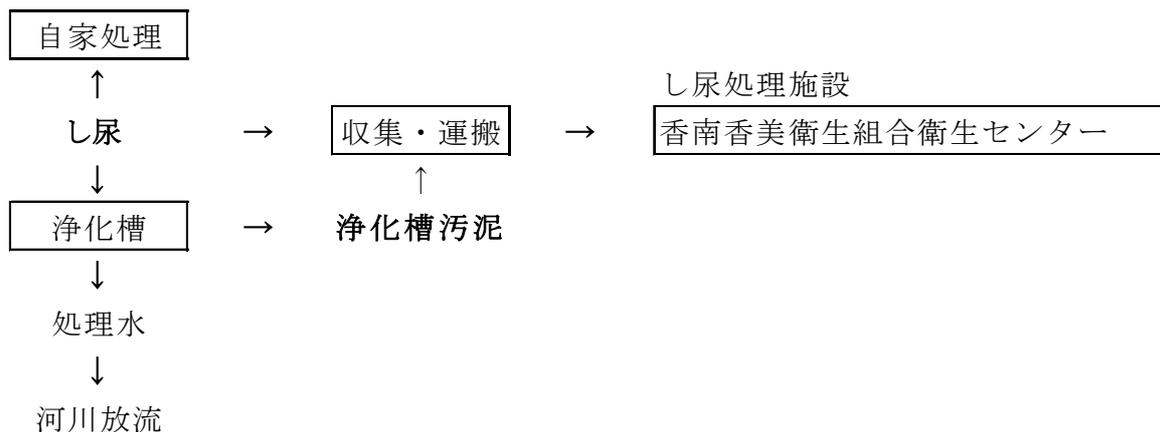
6. 生活排水処理基本計画

1) 生活排水処理の現状

①し尿及び浄化槽汚泥処理の流れ

本市におけるし尿の収集・運搬は、香南香美衛生組合が許可した業者で行っています。一方、浄化槽汚泥の収集・運搬は、本市が許可した業者で行っています。

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、香南香美衛生組合のし尿処理施設（香南香美衛生組合衛生センター）に、それぞれ搬入されます。



本市のし尿及び浄化槽汚泥の流れ

②排出量の推移

し尿量は減少傾向にあり、浄化槽汚泥量は増加傾向にありますが、し尿・浄化槽汚泥の合計量としては減少傾向にあります。

し尿及び浄化槽汚泥の排出（搬入）量の推移

処理形態		年度 単位	実績値				
			平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
発生 原単位	し尿	L/人・日	2.23	2.07	2.18	2.25	2.46
	浄化槽汚泥	L/人・日	2.21	2.65	2.33	2.36	2.45
	自家処理	L/人・日	2.24	2.06	2.19	2.25	2.39
日平均 収集量	し尿	kL/日	31.42	30.00	29.11	27.84	28.13
	浄化槽汚泥	kL/日	12.35	12.26	12.39	12.48	14.05
	合計	kL/日	43.77	42.26	41.50	40.32	42.18
	自家処理	kL/日	0.88	0.81	0.86	0.80	0.78
年 収集量	し尿	kL/年	11,469	10,949	10,654	10,160	10,267
	浄化槽汚泥	kL/年	4,508	4,476	4,534	4,557	5,127
	合計	kL/年	15,977	15,425	15,188	14,717	15,394
	自家処理	kL/年	320	297	313	291	285

③処理形態別人口

処理形態別人口をみると、水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）・非水洗化人口（し尿収集人口）・自家処理人口は年々減少傾向にあります。公共下水道人口・農業集落排水施設人口・合併処理浄化槽人口は、集合処理施設の整備や合併処理浄化槽の普及、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽等への転換により年々増加傾向にあります。

処理形態別人口の推移（実績）

処理形態	単位	実績値				
		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1. 計画処理区域内人口（A）	人	28,196	27,901	27,739	27,436	27,016
2. 水洗化・生活雑排水処理人口（B）	人	12,361	12,066	13,053	13,782	14,368
①合併処理浄化槽人口	人	4,241	3,662	4,251	4,524	4,694
②公共下水道人口	人	8,120	8,404	8,695	9,143	9,545
③農業集落排水施設人口	人	0	0	107	115	129
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	人	1,347	972	954	924	903
4. 非水洗化人口（し尿収集人口）	人	14,095	14,470	13,339	12,375	11,418
5. 自家処理人口	人	393	393	393	355	327
6. 計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0
7. 生活排水処理率（B/A）	%	43.8	43.2	47.1	50.2	53.2

2) 基本方針

本市では、生活排水による水質汚濁が懸念されており、その対策の必要性和緊急性が深く認識されるようになってきています。このようなことから、生活排水対策の必要性等について啓発を行うとともに、生活排水処理の目標については、水質の改善を図るにとどまらず、流れる川に清流がよみがえり、蛍が飛び交う河川の浄化を目指すものとします。

生活排水処理施設整備の基本方針については次のとおりとします。

- ①人口の密集地域においては、公共下水道などの集合処理施設を整備
- ②その他の地域は、合併処理浄化槽の普及を推進
- ③単独処理浄化槽の合併処理浄化槽等への転換促進

3) 計画処理区域内人口

計画目標年度（平成 37 年度）における計画処理区域内人口は、ごみ処理基本計画で設定した値の 24,084 人とします。

4) 生活排水の処理目標

本市では、平成 37 年度に生活排水処理率 75.5%を目標とし、目標達成のために、人口密集地域については、公共下水道事業などの集合処理による整備を進めるとともに、その他の地域については合併処理浄化槽の設置促進に努めます。

生活排水の処理の目標

項目	年度	現在 (平成 26 年度)	中間目標年度 (平成 32 年度)	目標年度 (平成 37 年度)
生活排水処理率		53.2%	68.9%	75.5%

※生活排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口/計画処理区域内人口

5) 生活排水を処理する区域及び人口等

公共下水道事業などの集合処理による整備や合併処理浄化槽の普及により、生活排水の処理が進み、目標年度である平成 37 年度には、非水洗化人口は大幅に減少する見込みです。

生活排水の処理形態別人口内訳

処理形態	単位	現在 (平成 26 年度)	中間目標年度 (平成 32 年度)	目標年度 (平成 37 年度)
1. 計画処理区域内人口 (A)	人	27,016	25,304	24,084
2. 水洗化・生活雑排水処理人口 (B)	人	14,368	17,435	18,186
①合併処理浄化槽人口	人	4,694	4,338	4,460
②公共下水道人口	人	9,545	12,685	13,338
③農業集落排水施設人口	人	129	412	338
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	人	903	483	359
4. 非水洗化人口 (し尿収集人口)	人	11,418	7,177	5,402
5. 自家処理人口	人	327	209	137
6. 計画処理区域外人口	人	0	0	0
7. 生活排水処理率 (B/A)	%	53.2	68.9	75.5

6) し尿・汚泥の処理計画

本市から排出されるし尿、浄化槽汚泥の処理は、現状どおり香南香美衛生組合のし尿処理施設(香南香美衛生組合衛生センター)において全量適正処理を行うものとします。

し尿・浄化槽汚泥処理量の見込み

項目	年度	現在 (平成 26 年度)	中間目標年度 (平成 32 年度)	目標年度 (平成 37 年度)
し尿量 (kL/年)		10,267	5,884	4,416
浄化槽汚泥量 (kL/年)		5,127	4,597	4,560
合計 (kL/年)		15,394	10,481	8,976